



事務所だより 2月号

西田成希税理士事務所

立春の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

1月は、寒かったです。雪も降りましたね。寒いと星がきれいに見えるので私は好きです。雪も好きです。雪が降ると家の中にいてもなんとなくわかるんですよね。雪が音を消すというか、本当にシンシンと降り積もる、というか。とても静かになります。

夜空を眺めていて電信柱にぶつかったことがある私、1月31日の皆既月食もとても楽しみにしていました。皆さん、観察されましたか？といっても曇り空のところが多かったのではないのでしょうか。部分月食の時は、まだ欠けていくのが見えていたのですが、ちょうど皆既食になる頃に雲が増えてきて隠れてしまいました。月の色が赤っぽく見えるのを期待していたのですが、残念です。

この赤っぽくなるのはなぜか？調べてみると国立天文台のHPに解説がありました。それによると、地球の周りの大気が青色を分散させてしまい、分散しにくい赤い色を残します。この赤い色が大気によって影の内側に曲げられて月の表面を照らす、というのが赤黒く見える理由だそうです。詳しくは、国立天文台のHPをご覧ください。

さて、今回は残念だった皆既月食。実はまだチャンスがあります。7月28日にも皆既月食があるんです(^_^)/。ただし、今度は観測条件が良くありません。東京での情報ですが、



部分食の始め : 3時24分
 皆既食の始め : 4時30分
 月の入り : 4時48分 (東京)

食の最大 : 5時21分
 皆既食の終わり : 6時13分
 部分食の終わり : 7時19分

こんな感じです。朝方というのに加え月が沈んでしまいます。4時30分に皆既食の始まりなので、月の入りには間に合いますが、夏ですので周りは相当明るくなっているでしょうね。また地平線近くでの皆既食なので、ほとんど見られないのではないのでしょうか…(T_T)。それを考えると今回の観測条件は本当にチャンスでした(;_;)。

天体ショーといえ、2012年5月21日には日本で金環日食がありました。事務所だよりにも載せました。あのときは、一大イベントになったので私も「日食グラス」を買ってベランダから眺めました。「もしや」と思って探してみたら、ああ…埋もれてました「日食グラス」。日本でみられる次の日食は、2019年1月に部分日食です。それまで置いておくか…(*_*)。

では、事務所だより2月号をお送りします。立春を迎え暦の上では春ですが、インフルエンザは大流行のようです。皆様お気を付けてください。



☆ お知らせ (2018年2月の税務)

期 限	項 目
2月13日	<input type="checkbox"/> 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2月28日	<input type="checkbox"/> 前年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	<input type="checkbox"/> 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	<input type="checkbox"/> 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	<input type="checkbox"/> 6月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	<input type="checkbox"/> 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	<input type="checkbox"/> 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	<input type="checkbox"/> 前年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)
	<input type="checkbox"/> 前年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
	<input type="checkbox"/> 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

☆ 「国際観光旅客税」2019年1月開始

政府・与党が2018年度税制改正に向けて検討していた日本からの出国時に1人1回1,000円を徴収する新税「出国税」は、「国際観光旅客税」と名称を変更してスタートすることで決着しました。自民党内からの提言などを受けて一時は「観光促進税」とすることで検討していましたが、関係者によると、内閣法制局から「名称には課税対象を示す必要がある」と指摘されて「旅客」を入れるように変更したとのこと。導入は2019年1月7日からとなっています。

国際観光旅客税は、日本人、外国人を問わず日本を出国する旅行者らから、航空券などの代金に上乗せして徴収します。海外から到着して24時間以内に出国する乗り継ぎ客や、2歳未満の子どもは対象から除外。政府・与党は当初、2019年4月の導入を検討していましたが、中国からの観光客が増える旧正月(2月)前や、日本の年末年始の休暇が終わった後の時期を考慮し、1月初旬に前倒ししました。

2016年の出国数約4,100万人(日本人約1,700万人、訪日客約2,400万人)で計算すると約410億円の財源規模となり、その税収分は観光関連の政策に使います。出入国手続きの円滑

化や海外での誘致宣伝強化、地域観光資源の整備などを想定していますが、これまで無駄遣いが指摘されてきた特定財源とはせず、一般会計に入れて配分します。

ただ一般会計だと、観光以外の政策に多く使われる可能性があります。そのため、政府は通常国会に観光関連の法案を提出し、財源の多くが観光関連の政策に振り向けられるようにする方針です。

☆ 良いインフレと悪いインフレ

インフレには「良いインフレ」と「悪いインフレ」の 2 種類があります。良いインフレとは経済全体が活性化して、需要が増大することにより、品物が不足気味になり、物価が上昇するという経路をたどるインフレです。これをデマンドプル型インフレと呼びます。一方、悪いインフレとは製品を作る際の費用が増加して、生産費用の増大を賄うために物価が上昇するインフレです。これをコストプッシュ型インフレと呼びます。

デマンドプル型は需要側が物価を引っ張り上げるのに対し、コストプッシュ型は供給側が物価を押し上げる形になります。デマンドプル型は賃金も上がり、経済が好循環の時に生じるインフレですが、コストプッシュ型だと物価だけが上がり、国民生活は苦しくなります。日銀が目指しているインフレは言うまでもなくデマンドプル型です。

そこで、物価を司る日銀の金融政策について、限界があるとする「反リフレ派」と、限界はないとする「リフレ派」の対立があります。

反リフレ派は日銀の金融政策はもっぱら金利政策なのだから、ゼロ金利になった段階で、金融緩和の有効性は大きく減退すると主張します。一方、リフレ派は、物価は極めて貨幣的現象なのだから、物価の騰落は貨幣を統括する日銀次第でどうにでもなる。ゼロ金利になっても、貨幣供給量を増やし、日銀のインフレに対する強い決意を示すことにより、人々の期待インフレ率を高めることができ、期待インフレ率が高まれば、消費意欲の拡大を促し、実際にインフレを起こすことができる、と考えます。

日銀の異次元の金融緩和で株価は上がり、経済マインドを好転させる効果はあったのですが、これまでのところ、目標であるデマンドプル型のインフレには至っていません。

日銀はコストプッシュ型でも、とにかくインフレになればいいと考えているのではないかと思います。ただ、現在の状況では、コストプッシュ型であるにしろ、マイルドなインフレを起こすことは容易ではなさそうです。もしできたとして、それだけで終わっては意味がありません。コストプッシュ型インフレでは、生活費が上昇し、庶民の生活は苦しくなるだけだからです。コストプッシュ型がデマンドプル型のインフレに転化できるかが次の課題になります。最初はコストプッシュ型であっても、それが全般的な賃金上昇に結びつき、国民の心理をインフレマインドに転換させ、好循環のデマンドプル型に発展させられるのかが問われます。今までの状況を見れば、消費マインドは落ち着き、世界的にも物価は低落傾向にあり、その可能性は高くないだろうと、思います。

日銀はコストプッシュ型インフレを起こすこと、そしてさらに、コストプッシュ型インフレをデマンドプル型インフレに転化することの二つの大きな山を越えなければなりません。それは二つとも簡単ではありません。

インフレマインドの醸成には通貨当局の気合が重要だと言ってきた日銀が、インフレ目標の旗を下すことは簡単にはできないでしょうが、日銀がインフレを制御できるかどうかという点について、難しい局面に差し掛かっていることは事実です。

☆ 消費税 法人の新規設立は慎重に

法人の新規設立にあたっては、特別な事情がない限り、なるべく長く期間をとる方向で事業年度、いわゆる決算期を決めます。その方が、設立から早めに決算期が到来する煩わしさから解放され、落ち着いて経営に専念できるといったメリットがあります。

● 思わぬ落とし穴

消費税では、新規設立の場合（資本金又は出資金 1,000 万円以上の法人は除く）には、基準期間がないので設立時の事業年度と翌事業年度は、原則「免税事業者」となります。

なお、基準期間とは、その事業年度の前々事業年度で、免税事業者とは、消費税の納税義務のない事業者を言います。

しかしながら、消費税の課税事業者を判定するのは基準期間だけでなく、特定期間の課税売上高等で判定する場合があります。

特定期間とは、原則、その事業年度の前年事業年度（設立一期）で、前事業年度開始から 6 か月の期間を言い、そして、その期間の課税売上高が 1,000 万円を超え、かつ、給与等の支払いが 1,000 万円を超えていれば、その事業年度は課税事業者となり、消費税の納税義務を負うこととなります。

設立一期目から好業績が予想される法人の場合、この特定期間があることで、本来、翌期は免税事業者であると予期されていたにもかかわらず、課税事業者となってしまう可能性があります。

● 特定期間の回避策

そこで、それを回避するにはどうしたらよいか、ですが、特定期間の要件を外すこと、すなわち、設立一期の事業年度を「短期事業年度」になるように設定することです。

短期事業年度とは、(1) 設立第 1 期の事業年度が 7 か月以下の場合、又は (2) 設立一期の事業年度が 7 か月を超え 8 か月未満の場合であって、設立一期開始の日以後 6 か月の期間の末日の翌日からその事業年度終了の日までの期間が 2 か月未満の場合で、これらの期間は、特定期間から除外されています。

なお、設立一期の後半で、特定期間の存在に気づいたときは、上記 (2) の要件を満たすように決算期を変更することで翌期に課税事業者となることを回避できる場合もあります。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488